

特別養護老人ホームへき楽園 利用料金表
(介護老人福祉施設)

1. 介護保険の給付対象となるサービス費

○介護福祉施設サービス費 【1日あたり】

(単位:円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金		5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担額	1割	589	659	732	802	871
	2割	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
	3割	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613

※個室・多床室とも同じ単位です。

○加算に関するサービス費

(単位:円)

加算項目		利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
1日あたり	看護体制加算(Ⅰ)イ	60	6	12	18
	看護体制加算(Ⅱ)イ	130	13	26	39
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	280	28	56	84
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	360	36	72	108
	栄養マネジメント強化加算	110	11	22	33
1ヶ月あたり	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500	50	100	150
	排せつ支援加算(Ⅰ)	100	10	20	30
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 又は	30	3	6	9
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	130	13	26	39
	協力医療機関連携加算	1,000	100	200	300
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	100	10	20	30
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	50	5	10	15
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14.0%				

○加算に関するサービス費 【該当がある場合】

(単位:円)

加算項目	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初期加算	300	30	60	90
安全対策体制加算	200	20	40	60
再入所時栄養連携加算	2,000	200	400	600
福祉施設外泊時費用	2,460	246	492	738
退所時情報提供加算	2,500	250	500	750
療養食加算	60	6	12	18
配置医師緊急時対応加算 勤務時間外	3,250	325	650	975

早朝・夜間	6,500	650	1,300	1,950
深夜	13,000	1,300	2,600	3,900
看取り介護加算(Ⅰ) 施設外で看取った場合				
死亡日以前 31 日以上 45 日以下	720	72	144	216
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1,440	144	288	432
死亡日前日及び前々日	6,800	680	1,360	2,040
死亡日	12,800	1,280	2,560	3,840
看取り介護加算(Ⅱ) 施設内で看取った場合				
死亡日以前 31 日以上 45 日以下	720	72	144	216
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1,440	144	288	432
死亡日前日及び前々日	7,800	780	1,560	2,340
死亡日	15,800	1,580	3,160	4,740

2.介護保険の給付対象とならないサービス費

○食費及び居住費【1日あたり】

(単位:円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費		300	390	650	1,360	1,445
居住費	個室	380	480	880		1,231
	多床室	0	430	430		915

※介護保険負担限度額認定を受けることで負担する金額が軽減されます。軽減を受けるためには各市町へ申請書を提出してください。『介護保険負担限度額認定証』の交付を受け、ご提示いただくと、各段階に応じて上記の限度額までの支払いとなります。

○日常生活金銭管理委託費

日常生活に必要な金銭の管理等が困難な方の財産の保全と管理を委託契約に基づき施設で行う場合、次の費用をご負担いただきます。

金銭管理サービス費 200円/月

◆高額介護サービス費について◆

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。利用者負担(介護サービス費の1～3割)が月額の上限を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。

◆社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について◆

低所得者で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用促進を図ることを目的に実施しています。

軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であり、各要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めたものとなります。軽減を受けるためには各市町へ申請書を提出してください。